

☆地域協議会の設立フロー

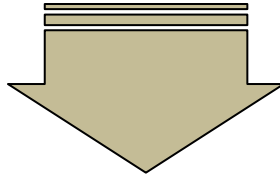
1. 地域協議会の設立要件

- ① 小学校区内の全ての区の協力を得ること
- ② 誰でも参加できる形にすること

2. 設立に向けた流れ

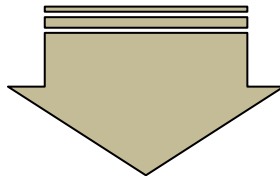
① 地域勉強会・検討会の開催

- ・ 地域の各種団体関係者と協議し、住民勉強会を実施
- ・ 意見交換やアンケートで住民の意識を確認し、設立に向けた検討を開始



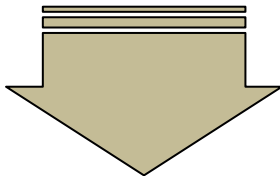
② 設立準備委員会発足のための事前準備

- ・ 設立準備委員会の構成を検討
- ・ 協議会で何をやるかのイメージの共有



③ 設立準備委員会における協議

- ・ 設立後の地域協議会に対しての各区の協力を確認
- ・ 設立総会に向けた各種準備（規約、組織体制図、事業計画・予算などの素案作成）



④ 設立総会の開催

- ・ 設立趣旨説明、規約、役員、事業計画・予算などの報告

3. 段階的な地域協議会のイメージ

<第1段階> 設立1年目



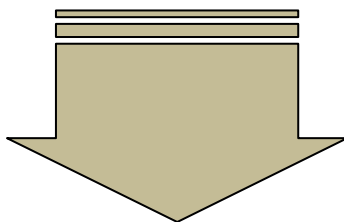
- ・自分たちが住む地域の特性、課題やその解決策、将来の方向性などについてみんなで話し合い、地域にとって必要な活動を考えるための「地域づくりミーティング」を実施
(メンバーや人数、会議のやり方等は自由)
- ・共通課題である「防災分野」の具体的な事業として小学校区単位の「学区防災訓練」を企画・実施
または、「福祉分野」の具体的な活動を企画・実施

【参考①：H28 学区防災訓練実施実績】

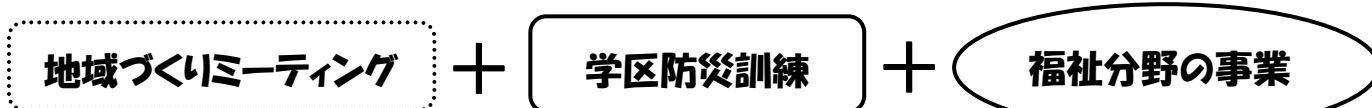
小木小、本庄小、味岡小、大城小、一色小、村中小、三ツ淵小、陶小、篠岡小、小牧原小

【参考②：福祉分野で想定される活動事例】

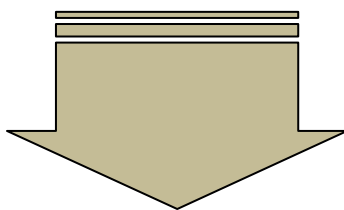
学区内のサロンをつなぐ交流会、認知症カフェ、高齢者の生活支援活動 など



<第2段階> 設立後3年以内



- ・第1段階から発展し、共通の課題である「防災分野」と「福祉分野」における具体的な事業や活動を企画・実施



<第3段階> 設立後5年以内



- ・第2段階から更に発展し、「防災分野」「福祉分野」の事業や活動に加え、その他の各種分野の事業や活動を企画・実施